



# 秋田県公報

## 目 次

規 則	ページ
秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (三七・福祉政策課).....	1
告 示	
生活保護法による医療機関の指定(四五九・福祉政策課).....	1
生活保護法による施術者の指定(四六〇・福祉政策課).....	2
生活保護法による介護機関の指定(四六一・福祉政策課).....	2
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四六二・大曲保健所).....	2
大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出(四六三・商工業振興課).....	3
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(四六四・商工業振興課).....	4
建築基準法による道路位置の指定(四六五・鹿角地域振興局建設部).....	5
証紙売りさばき人の指定事項の変更の届出(四六六・会計課).....	5
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)二件.....	5
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	6
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(山本地域振興局農林部).....	7
土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定(山本	

## 規 則

地域振興局農林部).....	7
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部).....	8
県管土地改良事業計画の決定(秋田地域振興局農林部).....	8
県管土地改良事業計画の決定(仙北地域振興局農林部)二件.....	8
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課).....	8

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年五月二十八日

### 秋田県規則第三十七号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表十八の項中「第六条第二項」を「第二条第四号」に、「第一種電気通信事業」を「電気通信事業(同法第九条ただし書に規定する電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 秋田県告示第四百五十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診療科名	指定年月日
-----	-----------	-------	------	-------

加賀谷歯科医院	加賀谷 保	北秋田郡鷹巣町花園町四番二十六 一号	歯科、小児歯科、 歯科 口腔外科	平成十六年四月十七日
わたなべ整形外科	医療法人京回生会 理事長	能代市落合字上恵土二百七番地	整形外科、リハビリテ ーション科、リウマチ 科	平成十六年四月一日

秋田県告示第四百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第  
四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定

したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

氏 名	住 所	施術所の名称	施 術 所 の 所 在 地	業 務 の 種 類	指 定 年 月 日
菅原 照太	大曲市福住町六 二十	すがわら整骨 院	大曲市福住町六 二十	柔道 整復	平成十六年四月十四日
伊藤 義隆	横手市幸町七 二十二	伊藤治療院	横手市幸町七 二十二	あん摩マツ サージ指庄	平成十六年四月十九日

秋田県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、  
介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指 定 年 月 日
介護老人保健施設ケアネッ トのしろ	医療法人京回生会 理事長	能代市落合字上恵土二百七番地	介護老人保健施設、短 期入所療養介護	平成十六年四月一日

秋田県告示第四百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の

指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
中仙薬局	仙北郡中仙町長野字新山六十八	平成十六年五月三十一日

秋田県告示第四百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができ。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌誉  
東京都台東区上野七丁目十四番四号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングタウンアクロスプラザ大館南  
大館市餌釣字前田一番地外
- (三) 変更しようとする事項  
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 マックスバリュ東北株式会社  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日午前零時  
株式会社ツルハ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時  
株式会社大創産業

開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時  
株式会社西松屋チエーン  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時  
株式会社ヨコキチ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社サンワド  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社小野時計店  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
大和情報サービス株式会社  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
変更後 マックスバリュ東北株式会社  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社ツルハ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日午前零時

(2)

- 株式会社大創産業  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時  
株式会社西松屋チエーン  
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時  
株式会社ヨコキチ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社サンワド  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社小野時計店  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
大和情報サービス株式会社  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時  
株式会社タカヤ  
開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時  
変更する年月日  
平成十六年四月三十日  
変更する理由  
店舗増設による新規出店のため  
届出年月日  
平成十六年四月二十八日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和情報サービス株式会社 代表取締役 榎本昌誉

東京都台東区上野七丁目十四番四号

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウンアクロスプラザ大館南

大館市餌釣字前田一番地外

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

(1) 変更前 マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 原田昭彦

株式会社ツルハ

(2)

北海道札幌市東区北二十四条二十丁目一番二十四号

代表取締役 鶴羽樹

株式会社大創産業

広島県東広島市西条町加茂工業団地

代表取締役 矢野博丈

株式会社西松屋チエーン

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

代表取締役 大村禎史

株式会社ヨコキチ

大館市大町六十八

代表取締役 横井伸一

株式会社サンワド

青森県青森市大字石江字三好六十九番地一

取締役社長 中村勝弘

株式会社小野時計店

秋田市中通一丁目四番二号

代表取締役 小野一久

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目十四番四号

代表取締役 榎本昌誉

変更後 マックスバリュ東北株式会社

秋田市土崎港北一丁目六番二十五号

代表取締役 原田昭彦

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二十四条二十丁目一番二十四号

代表取締役 鶴羽樹

株式会社大創産業

広島県東広島市西条町加茂工業団地

代表取締役 矢野博丈

株式会社西松屋チエーン

兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六番地の一

代表取締役 大村禎史

株式会社ヨコキチ

大館市大町六十八

代表取締役 横井伸一

株式会社サンワド

青森県青森市大字石江字三好六十九番地一

取締役社長 中村 勝弘

株式会社小野時計店

秋田市中通一丁目四番一号

代表取締役 小野 一久

株式会社タカヤ

鹿角市花輪字中花輪四十五

代表取締役 高谷 秀乃

変更の年月日

平成十六年四月三十日

(四) 変更する理由

(五) 小売業者の新規出店及び退店(飲食店への業態変更)のため

二届出年月日

平成十六年五月十日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

申請者の住所及び氏名 鹿角市花輪字蒼前平七十三番地 有限会社たくみ不動産 代表取締役 服部 誠一	道路の位置の指定箇所 鹿角市十和田毛馬内字下陣場二十七番 九、二十六番八及び一番一の内	道路の延長 八四・二七メートル	道路の幅員 四、五メートル	指定年月日 平成十六年五月二十一日
---	---	--------------------	------------------	----------------------

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

大館市役所 商工課

(二) 縦覧期間

平成十六年五月二十八日から同年九月二十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

意見書を述べる者の氏名及び住所

意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三)(二)(一) 意見を述べる理由

秋田県告示第四百六十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

秋田県告示第四百六十六号  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人の指定事項の変更の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

売りさばき人の名称

公 告

変更後	変更前
本荘市由利七町商工会矢島支所	矢島町商工会

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非

営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十六年五月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 あきた海辺の自然学校
- 三 代表者の氏名  
打矢 繁美
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市御野場六丁目五番九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、より多くの人に水辺（海から川そして源流）でのより安全な自然体験活動を提供するための事業や直接水中環境を体験できる長所を生かした環境保全活動や環境教育、救急法および救助法の普及啓蒙に関する事業を行うことによつて社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあつた年月日  
平成十六年五月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 やすらぎの里
- 三 代表者の氏名  
伊藤 建策
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田市手形からみでん三番六十九号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者や痴呆症のある方が安心して共同生活を送れるよう、グループホームの運営等、楽しくその人に合った福祉サービスを提供し、人対人、心対心の気持ちで接することで、高齢者の日常生活を向上し、活力ある地域福祉の実現に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺田典城

- 一 上小阿仁村土地改良区
  - (一) 退任理事の住所及び氏名
    - 北秋田郡上小阿仁村大林字屋布廻四十六番地 小林俊悦
    - 五反沢字伊勢堂岱百二十五番地 山田力郎
    - 仏社字長信田日ノ台三百三十四番地ノ六 武石昭吾
    - 字高橋七十五番地 武石昭吾
    - 字杉ノ下三十六番地 武石純一
    - 堂川字山根十九番地ノ五 萩野久男
    - 仏社字小沢口十五番地一 齊藤勝義
    - 福館字村岱七十七番地 加賀谷善四郎
    - 小沢田字蟻沢十六番地 田中作治
    - 五反沢字五反沢四十一番地 小林正喜
    - 沖田面字屋布六十三番地 加賀谷竹男
    - 字 四十七番 石川富三
    - 大林字村廻五十二番地ノ三 鈴木幸政
    - 南沢字南沢字塚ノ岱十八番地ノ一 鈴木欣一郎
    - 福館字山根二十三番地一 北林孝市
  - (二) 就任理事の住所及び氏名
    - 北秋田郡上小阿仁村大林字屋布廻四十六番地 小林俊悦
    - 五反沢伊勢堂岱百二十五番地 山田力郎
    - 福館字村岱七十七番地 加賀谷善四郎
    - 小沢田字蟻沢十六番地 田中作治
    - 大林字村廻五十二番地ノ三 鈴木幸政
    - 仏社字長信田日ノ台三百三十四番地ノ六 武石進
    - 堂川字山根十九番地ノ五 萩野久男
    - 沖田面字小蒲野下川原六十六番地一 小嶋兵一
    - 仏社字高橋七十五番地 武石昭吾
    - 南沢字南沢字塚ノ岱十八番地ノ一 鈴木欣一郎
    - 五反沢字家ノ下六十番地 小林憲二
    - 杉花字杉花二十番地七 齊藤昭作



(三) 北秋田郡上小阿仁村仏社字杉ノ下三十六番地 武石純一  
 " " 沖田面字屋布六十三番地 加賀谷竹男  
 " " 福館字山根二十三番地一 北林孝市  
 就任監事の住所及び氏名  
 北秋田郡上小阿仁村杉花字杉花二十番地七 齊藤昭作  
 " " 堂川字大阿瀬八サ八十番地一 萩野徳治  
 " " 沖田面字上大海十五番地 清水勝雄  
 就任監事の住所及び氏名  
 北秋田郡上小阿仁村沖田面字上大海十五番地 清水勝雄  
 " " 堂川字大阿瀬八サ八十番地一 萩野徳治  
 " " 仏社字田ノ沢百十三番地 武石一作

(一) 米代川筋土地改良区連合  
 就任監事の住所及び氏名  
 大館市池内字池内九十四番地 戸田達雄  
 " " 二井田字上出向百二十六番地 一関武  
 " " 字高村三十一番地 安達順  
 " " 字高村三十一番地 安達順  
 餌釣字屋敷四十番地 本多興一郎  
 檀崎字大堀宅地四番地 伊藤久博  
 小館町三番十四号 伊藤久博  
 池内字池内二十六番地 嶋山俊成  
 山館字屋敷尻三十一番地 藤原孝男  
 二井田字贄ノ里百二十三番地 安達英樹  
 根下戸町九番八号 田中正夫  
 二井田字贄ノ里五十七番地 安達孝三  
 赤石字屋布南二番地一 平泉久男  
 就任監事の住所及び氏名  
 大館市池内字池内九十四番地 戸田達雄  
 " " 二井田字上出向百二十六番地 一関武  
 " " 字高村三十一番地 安達順  
 " " 池内字池内二十六番地 嶋山俊成  
 " " 檀崎字大堀宅地四番地 松川久男  
 " " 小館町十四番二号 松山紀光  
 " " 根下戸町九番八号 田中正夫  
 " " 二井田字贄ノ里五十七番地 安達孝三  
 " " 餌釣字屋敷六十七番地 本多貞利

(二) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する  
 同法第八條第一項の規定により、荷上場土地改良区からなされた荷上場土地改良事業  
 計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用す  
 る同法第八條第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。  
 平成十六年五月二十八日  
 秋田県知事 寺田典城

(四) 大館市赤石字屋布南二番地二 平泉久男  
 " " 山館字羽立二十三番地 菅原利雄  
 " " 二井田字贄ノ里百二十三番地 安達英樹  
 就任監事の住所及び氏名  
 大館市餌釣字屋敷五番地一 兜森久  
 " " 二井田字小石台十四番地一 小畑俊行  
 就任監事の住所及び氏名  
 大館市池内字池内十八番地一 戸田恵一  
 " " 二井田字上四羽出九番地一 小畑守

(一) 就任監事の住所及び氏名  
 二ツ井町荷上場字館ノ下山根六十二番地の三 高橋孝夫  
 " " " 十八番地 高橋勝利  
 " " 字上野七十三番地の六 菊池利信  
 " " 荷上場字館ノ下山根十七番地の三 田中惣蔵  
 " " 字町館二百七十四番地 菊池繁一  
 就任監事の住所及び氏名  
 二ツ井町荷上場字館ノ下山根十八番地 高橋勝利  
 " " " 九番地の一 菊池満  
 " " 字上野七十三番地の六 菊池利信  
 " " 荷上場字町館百五十六番地の三 佐藤満  
 " " 字館ノ下山根六十二番地の三 佐藤孝夫

(二) 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業(荷上場土地改良区維持管理事業)変

秋田県知事 寺田典城

- 更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年五月二十八日から同年六月二十五日まで
- 三 縦覧場所 二ツ井町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、井川町土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十六年五月二十一日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、河辺郡雄和町相川字銅屋二百七十五番地一渡辺欣勇ほか十八人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（銅屋地区経営体育成基盤整備事業）計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年五月三十一日から平成十六年六月二十五日まで
- 三 縦覧場所 雄和町役場

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、大曲市花館上町十三番地の八佐藤一男ほか十七人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（花館地区ほ場整備事業（区画整理型））計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年五月三十一日から平成十六年六月二十五日まで
- 三 縦覧場所 大曲市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、仙北郡六郷町六郷字南谷地百四十四中野龍太郎ほか十六人から申請があつた県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公

告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（六郷西部地区ほ場整備事業（区画整理型））計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年五月三十一日から平成十六年六月二十五日まで
- 三 縦覧場所 六郷町役場

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年五月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量 軽四輪乗用自動車（オフロードタイプ） 八台
  - (二) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限 平成十六年八月十一日（水）
  - (四) 納入場所 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (一) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (三) 契約条項を示す場所等
- (四) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- (五) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
- (六) 入札説明書及び仕様書の交付方法 秋田県の休日を除き、平成十六年五月二十八日（金）から同年六月七日（月）規定する県の休日を除き、平成十六年五月二十八日（金）から同年六月七日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年六月十一日（金）午前十一時三十分



<p>正 誤</p>	<p>ページ 段 行 誤 正</p>	<p>五 秋田県庁地下一階管財課入札室 入札保証金 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。</p> <p>六 その他</p> <p>(一) 入札の方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>(二) 入札の無効 規則第六十六条に規定するところによる。</p> <p>(三) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。</p> <p>(四) 提出書類等 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。</p> <p>(五) その他 詳細は、入札説明書による。</p>
	<p>平成十六年四月九日秋田県公報第千五百六十二号掲載の秋田県告示第三百四十九号から第三百五十一号（基本測量の通知） （印刷誤り）</p> <p>一 上 後ろか 基本測量の通知 ら七</p> <p>基本測量終了の通知</p> <p>平成十六年四月十六日秋田県公報第千五百六十四号掲載の秋田県告示第三百七十九号</p>	
<p>号（都市計画の変更及び都市計画の縦覧） （印刷誤り）</p> <p>一 上 十四 都市計画の変更及び都市計画の縦覧 画の縦覧</p> <p>都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧</p>		

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)876600  
FAX(0863)000505  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄